

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25380065

研究課題名(和文) 金融法・賄賂防止法の最新事例からみた域外適用理論の再検証

研究課題名(英文) Reconsidering Extraterritorial Application From Recent Cases of Financial Laws

研究代表者

久保田 隆 (KUBOTA, TAKASHI)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：50311709

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：経済法の自国領域内での適用(属地主義)は国際法の原則であるが、例外として許容される域外適用を米国は積極的に行ってきた。近年になって米国裁判所では域外適用に抑制的な傾向もみられるが、金融制裁や賄賂防止の分野に限ればむしろ積極化している。本研究はこの動きを一貫して研究し、理論的課題に加えて、仮想通貨や国際金融システム、ブロックチェーンといった外的環境変化との関連を探った。米ドル覇権体制を前提とした過度な域外適用に対しては国際法独自の対策が困難な状況を明らかにした点、国際金融システムの相互依存性に着目し、仮想通貨等の新たな動きの進展により、域外適用を抑止できる可能性を示した点に貢献があると考えられる。

研究成果の概要(英文)：According to the international law principle, the Territoriality principle basically governs and extraterritorial application of national laws are applied only exceptionally. However, the U.S. laws, especially in the area of financial sanctions and anti-foreign corruptions though federal courts are sometimes reluctant, have been active to extend their legal reach from their territory. This study focuses on this recent trends on financial sanctions, and considers not only legal theories but also the financial market changes. My conclusion is that legal solution is not enough to solve the issue, and the key is to focus on the interdependent and reciprocal nature of international financial system, and create effective trade mechanism.

研究分野：国際金融法

キーワード：域外適用 金融制裁

## 1. 研究開始当初の背景

米国の過度な域外適用については国際法で以前から論じられてきたが、最近の状況をみると、域外適用に抑制的な米国内判例も増える中、マネーロンダリングや経済制裁においては、米国内法に基づいて積極的な域外適用が図られてきた(例; 英国 HSBC、仏国 BNP パリバ、三菱銀行等に対する発動)。一方、国際法の伝統的な域外適用論だけでは実際の問題解決が困難なため、国際取引法の立場から、国際取引の仕組みに着目して現実的な解決策を提案することを目指し、改めてこの問題を検討することとした。

すなわち、国際法による解決策では、国家管轄権の域外適用について裁判規範になり得る具体性を持つ確立したルールが未だ存在しない(例えば、属地主義の優位性すら、国際慣習法として確立してはいない)結果、裁判による解決策はなかなか機能しない(研究当初は、国際法の学説整理によって解決の道筋が見える可能性も想定し、欧米の図書館に籠って相当読み込んだほか、域外適用の交渉経験のある日本や海外の外交官等とも積極的に対話したが、やはり裁判等を通じた具体的な解決策は困難とお結論に達した)。そこで、米国の過度な域外適用を抑制させるためのより有効な解決策として、国際法による解決と併用し、国際取引の仕組みに着目した新たな解決策を模索した。米ドルは国際取引決済の基軸通貨として用いられてきたが、現在の国際送金システムはコルレス口座方式が主流であるため、米国域外の当事者同士で貿易取引の米ドル決済を行うと、その帳簿情報が必ず米国内を経由する。この結果、いわゆる「米ドル・コルレス」口座管轄や米国内法の域外適用を容易にする仕組み(共謀罪や郵便・通信詐欺等)を通じて、積極的な域外適用が可能となっている。また、域外当事者は、米国内で訴追され巨額の賠償金や厳しい行政処分を科された上、厳格な事実認定手続きを経ずに不起訴合意(NPA)締結等を迫られることが多く、域外当事者が米国内の裁判を通じて救済を求めることを困難にしてきた。さらに、上記 BNP パリバの事例では、過度な域外適用による主権侵害の懸念から大統領同士の直談判に至ったが、結局は米国の域外適用を抑制させることはできず、外交的保護や政治的解決も困難なのが実情である。

一方、過度な米国の域外適用が今後も続けば、ユーロや中国元の代替決済通貨の台頭や域外米ドル決済の拡大、仮想通貨等の増加を招く可能性が大きい点、米国の金融システムの主な担い手でもある外国金融機関に打撃を与えることで金融システムの不安定化を招く危険性が米国内でも懸念されている点に着目し、その現実的な可能性を具体的に探って、米国の過度な域外適用を自制させるための具体策を国際取引法の観点から提案した。

従来の国際法学上の学説比較に止まらず、国際取引の仕組みに着目した具体的解決策を示す本研究は日本では新しい試みであり、当初は反発も予想された。実際、国内の一部学者の無理解は存在した。特に雑誌論文では、私に寄稿を依頼した当の学会編集委員(国際家族法専門)から「金融システム不安定化とは笑止、米国内法判例から学び直して書き直せ」とまで批判された。しかし、私は本研究の初期に国内外の国際公法学者による論説を何度も学び直し、域外適用に携わった国内外の実務家にヒアリングを重ねた結果、判例・学説研究を積み重ねるだけでは具体的な解決が困難な実情を痛感し、国際取引の仕組みに注目するアプローチに至ったのである。また、私はそもそも条文を中心に判例・学説研究を行う国際公法学者や国際私法学者ではなく、国際取引の仕組みに誰よりも通じる国際取引法学者である。仮に当該委員指摘の方向性が正しいならば、近時の欧米における国際取引の仕組みに着目する政策実務や研究の主な動向とは完全に逆行する(例えば、米国金融制裁の域外適用を主導した当局者による 2013 年発刊の著作 Juan C. Zarate, *Treasury's War, PublicAffairs*, 2013)においても、過度な域外適用が取引の仕組みの変化を通じて域外適用の機能不全を招くことについての原初的記述がみられる。詳細は雑誌論文参照)。幸い、欧米でも私と同様の研究が数多く行われるようになり、私の研究も海外や実務、国際取引に詳しい国内の法学者を中心に肯定的な評価を多数受けている。特に雑誌論文に対する評価が高く、

を読んで海外から招待講演や海外雑誌編集委員への就任依頼が年に数回くるようになった。

今後も決して屈することなく、学問の発展に精進したい。

## 2. 研究の目的

国際法における理論的検討(米国における「米ドル・コルレス口座」管轄や E メール管轄を如何に位置づけ可能か等)を行った上で、国際取引法独自の観点から、国際法上の域外適用理論だけでは解決不能な部分を、国際取引の仕組み改善によって果たす方法を検討することが主目的である。

誤解が多いので敢えて書き込むが、国際取引法独自の観点とは、国際公法や国際私法と同じ分析をするのではなく、単なる法分析に止まらず、国際取引の仕組み(金融システムの相互依存性)に着目した分析を行うということである。すなわち、近時の資金洗浄・テロ対策分野における米国の積極的な域外適用に対する対策は、国際公法の解釈論を如何に積み上げて裁判を通じた解決策には程遠く、国際取引の仕組みに着目した米国への説得が有効である。米ドルの過度な域外適用は米ドルが国際取引の基軸通貨である仕組みに依存するため、その仕組みを如何に変え

れば過度な域外適用を抑制できるか、という問題を検討するわけである。この仕組みの研究は何も経済学の専売特許ではなく、欧米では法学者も盛んに研究しているし、私も国際法協会通貨法委員会(MOCOMILA)のメンバーとして定期的に彼等と意見交換して研究を進めてきた。従って、本研究は域外適用問題に対して、従来は国際公法の国家管轄権を巡る学説整理が中心であった法学研究において、国際取引法独自の観点から、国際取引の仕組み改善という新たなアプローチを呈示する点に学問上の意義がある。本研究は国際公法や国際私法のように判例・学説の緻密な整理を目的とするのではなく、国際取引法独自の観点から、国際取引の仕組み改善に着目して国際法学の深化を図る点に目的がある。

### 3. 研究の方法

通常の事例分析・文献研究に加え、各国の実務家等との意見交換や経済学・政治学者等の異分野のアプローチとの対話を積極的に行い、解決に向けた具体的かつ総合的なアプローチを提案する。

なお、こうしたアプローチは、日本においては比較的珍しいが、欧米の国際取引法学においては近年主流のアプローチである。私は、国際法協会通貨法委員会(MOCOMILA)のメンバーとして、定期的にこうした学派的海外専門家と定期的に交流してきたが、本研究においてもこのネットワークにおける議論に大いにインスピレーションを得た。特にMOCOMILAの前副会長=元米国ニューヨーク連邦準備銀行副総裁 E.Patrikis 氏からは貴重な示唆を得た。

さらに、私の前職場である日本銀行の関係者や私も参加する関西学院大学国連金融制裁研究会(代表・吉村祥子関西学院大学教授)の参加者、中国における中日民商法研究会の参加者、ドイツ・韓国等からの招待講演等の縁を通じて意見交換等を行った。また、文献研究については、ロンドン大学 IALS 図書館や大英図書館、米国議会図書館等のコレクションが役立つほか、取引の仕組み研究はシンガポール国立図書館や HKMA 図書館、各国の雑誌論文についてはタマサート大学図書館のデータベース(ブラジルの大学が主導するデータベースで、日本や英米の図書館のデータベースでは漏れてしまう雑誌論文が幾つかヒットできる)が役に立った。

### 4. 研究成果

新興学問である国際取引法の立場から、米ドル覇権体制を前提とした過度な米国法の域外適用に対しては国際法独自の対策だけでは困難な状況を明らかにし、国際金融システムの相互依存性に着目し、過度な金融制裁の域外適用は金融政策を歪め、米ドル覇権体制を揺るがし得ること、仮想通貨等の新

たな動きの進展でその可能性は従来よりも高まってきたことを米国当局者(OFAC等)に認識させ、域外適用を抑制できる可能性を示したこと、に研究上の最大の貢献がある。

紙幅の関係で主要著作のみに絞って(6)に記す(全著作等に関しては各年度の報告をご参照)が、主要著作の概要は以下である。まず、研究内容の国際発信を目的としたものに、雑誌論文 と学会発表 が該当する。このうち海外で反響が大きかったものが雑誌論文 と学会発表 であり、未だに論文 を読んで海外から招待講演の依頼を受けることや海外雑誌の編集委員就任を依頼されることも年に数回ある。雑誌論文 については国際法協会日本支部の編集委員(国際法・国際私法)との間で意見が分かれた(彼らは前段落で記した「国際法独自の対策だけでは困難な状況」を認めない)が、海外と日本の学問に対する考え方の相違はあるものの、国際取引法を担う私としては妥協せず今後も研鑽を続ける所存である。次に、他学問分野との対話を重視したものに雑誌論文 、学会発表 、図書 があり、本科研テーマは国際法の法原則だけでは解決に至らず、国際取引法学や経済学・政治学等で研究を続けてきた金融のネットワーク性や国際政治情勢を考慮に入れる必要があることを力説した。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 16件)

久保田隆、米国の金融制裁を巡る法的課題、国際商事法務、査読無、巻45、2017、1760-1763

Takashi KUBOTA、Financial Stability Concern of the Extraterritorial Impacts Caused by the Recent US Financial Sanctions on Foreign Banks、Japanese Yearbook of International Law、査読無、巻59、2016、229-250

久保田隆、金融監督規制に関する国際制度の展開、論究ジュリスト、査読無、巻19、2016、43-50

久保田隆、国際金融規制の構造と潮流、国際商事法務、査読無、巻44、2016、1384-1385

Takashi KUBOTA、Concern About Financial Stability Following the Recent US Legal Expansionism: International Law and East Asian Perspectives、(著書の中の1章執筆) F.Rovekamp, M. Balz, H.G.Hilpert, Eds., Central banking and Financial Stability in East Asia, Springer 2015、査読有、2015、169-184

久保田隆、国家管轄権の調整ルールは必要か否か、国際商事法務、査読無、巻 43、2015、1536-1539

久保田隆（中国語訳：渠遥）、域外活用論の再検証：金融法・反賄賂法最新実例、中日民商法研究、査読無、巻 14、2015、358-368

久保田隆、最近の事例からみた「域外適用」論の再検証～経済制裁を中心に～、国際商取引学会年報、査読有、巻 17、2015、33-49

久保田隆、FATF 声明（2014 年 6 月）に対する日本の対応と今後の課題、国際商事法務、査読無、巻 43、2015、548-551

久保田隆、マネーロンダリング対策（AML/CFT）法の『域外適用』とその対応、国際商取引学会年報、査読有、巻 16、2014、176-185

久保田隆、「米ドル・コルレス口座」管轄の拡大とアメリカ金融政策上の懸念、国際商事法務、査読無、巻 42、2014、1560-1562

久保田隆、最新事例にみる米国経済法違反の域外的影響とその法的課題、国際商事法務、査読無、巻 42、2014、1242-1245

久保田隆・田中誠和・阿部博友、日本の FATF 相互審査結果改善に向けた法的・実務的対応策の検討、国際商事法務、査読無、巻 42、2014、751-753

久保田隆、外国法による域外的影響（Extraterritorial Impact）について、国際商事法務、査読無、巻 42、2014、1181-1183

久保田隆、国際 AML 法制の対象拡大と「域外適用」の問題点、国際商事法務、査読無、巻 41、2013、1181-1183

久保田隆、マネーロンダリング規制を巡る国際法的視座、Law & Practice（早稲田大学大学院法務研究科臨床法学研究会）、査読有、7号、2013、139-151

〔学会発表〕（計 10 件）

久保田隆、国連金融制裁の国家による履行と法的問題 米国の制裁関連法令を中心に国際取引法の観点から、国際法学会（9/6、新潟朱鷺メッセ）2017

久保田隆、（新しい金融取引技術）ブロックチェーンを巡る国家管轄権問題、アジア国際法学会日本協会（6/25、早稲田大学）（招待講演）（国際学会）2017

久保田隆、米国の金融制裁法と域外適用、

関西学院大学国連金融制裁研究会（7/12、関西学院大学丸の内キャンパス）2016

久保田隆、米国経済制裁法の域外適用と米ドル覇権（5/30、GBL 研究会）2015

久保田隆、米国金融制裁法の域外適用を巡る国際法及び金融政策上の課題、日本金融学会全国大会（5/16、東京経済大学）2015

久保田隆、最近の事例からみた「域外適用」論の再検証～経済制裁を中心に～、国際商取引学会（10/26、同志社大学）2014

Takashi KUBOTA、Extraterritorial Impacts on Japanese Financial Institutions by the US Economic Laws、ILA MOCOMILA（国際法協会国際通貨法委員会、9/19-20、オーストリア中央銀行、国際学会）2014

Takashi KUBOTA、Concern About Financial Stability Following the Recent US Legal Expansionism: International Law and East Asian Perspectives、East Asia Institute、Ludwigshafen University（ドイツ招待講演、5/23）2014

久保田隆、金融法・賄賂防止法の最新事例からみた域外適用理論の再検証、中日民商法研究会（中国招待講演、重慶・西南政法大学、9/13-14）2014

久保田隆、マネーロンダリング対策法の『域外適用』、国際商取引学会シンポジウム（早稲田大学、11/10）2013

〔図書〕（計 3 件）

久保田隆（編著）、中央経済社、ブロックチェーンを巡る実務・政策と法（うち、本科研テーマに直接関係する記述が 126-130 頁）2018、総ページ数 258

久保田隆、中央経済社、国際取引法講義（うち、本科研テーマに直接関係する記述が 27-29 頁、59-68 頁）2017、総ページ数 294

久保田隆、東信堂、吉村祥子編『国連の金融制裁』所収（うち、久保田の執筆部分は、第 7 章 金融制裁の国家による履行と法的問題：米国の制裁関連法令を中心に、国際取引法の観点から）2018 年夏刊行予定（現在再校中、別途英訳手続進行中）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久保田 隆（KUBOTA, TAKASHI）

早稲田大学・法務研究科・教授  
研究者番号： 50311709

(2)研究分担者  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：

(4)研究協力者  
( )